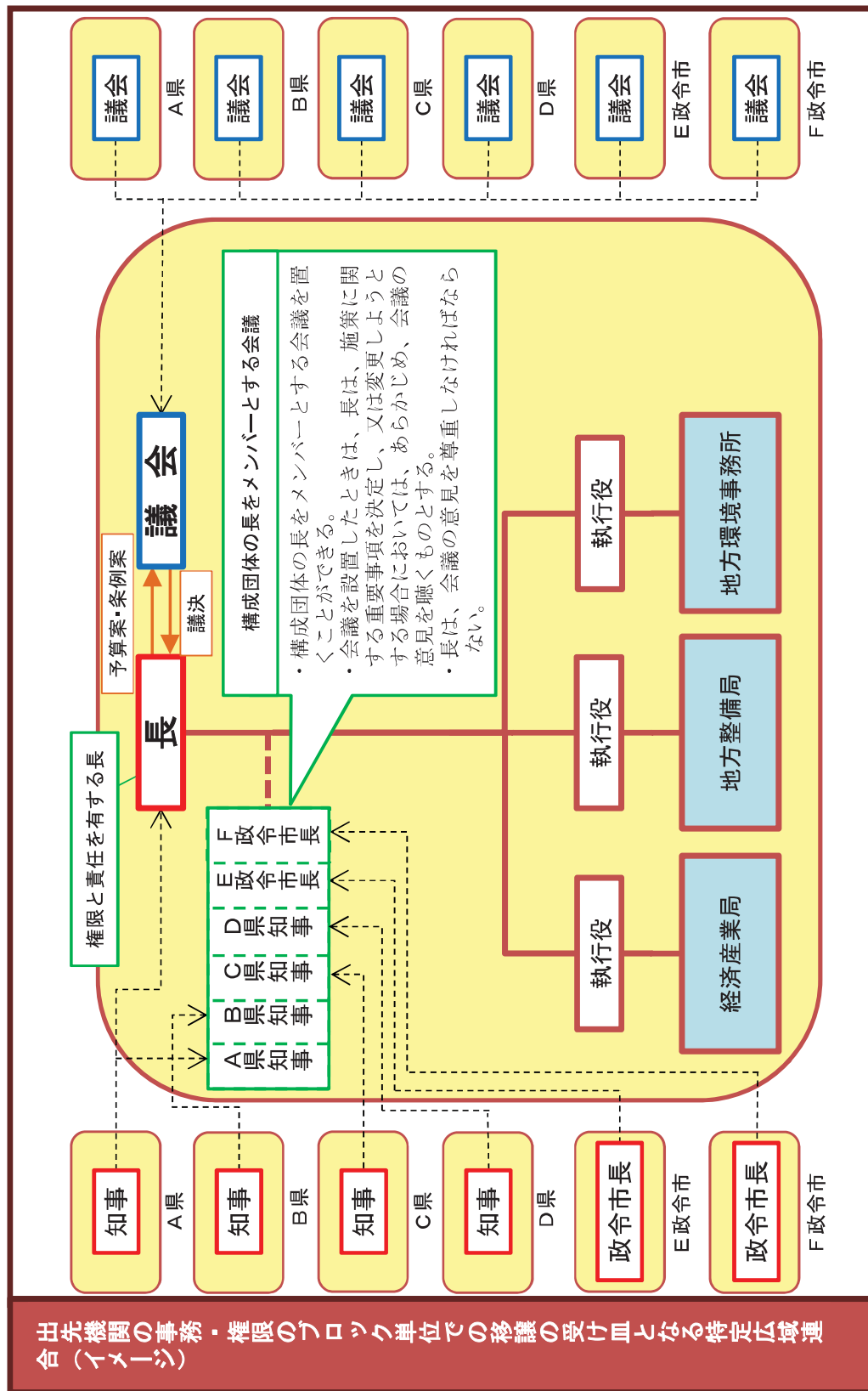
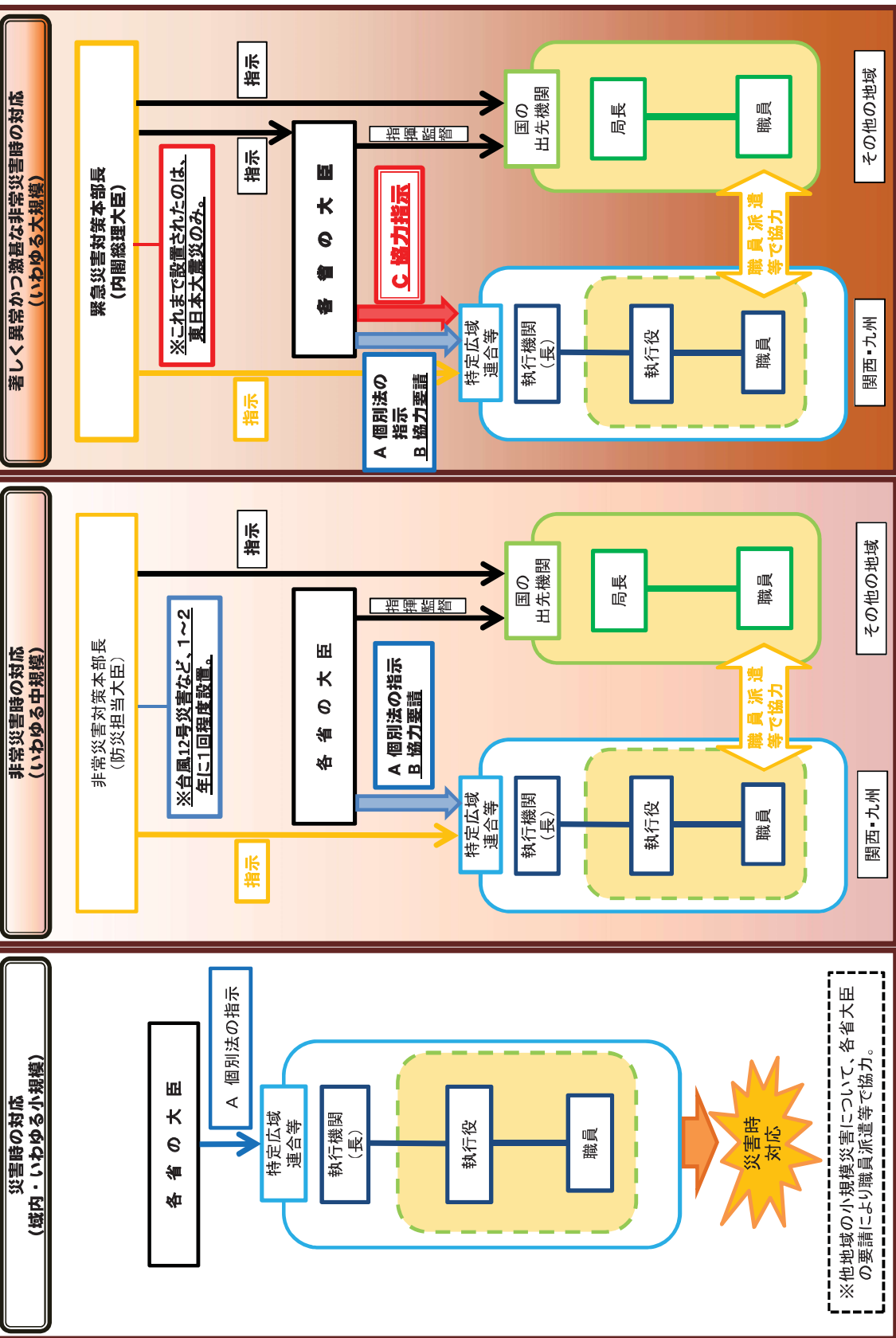


執行機関等の在り方（イメージ）



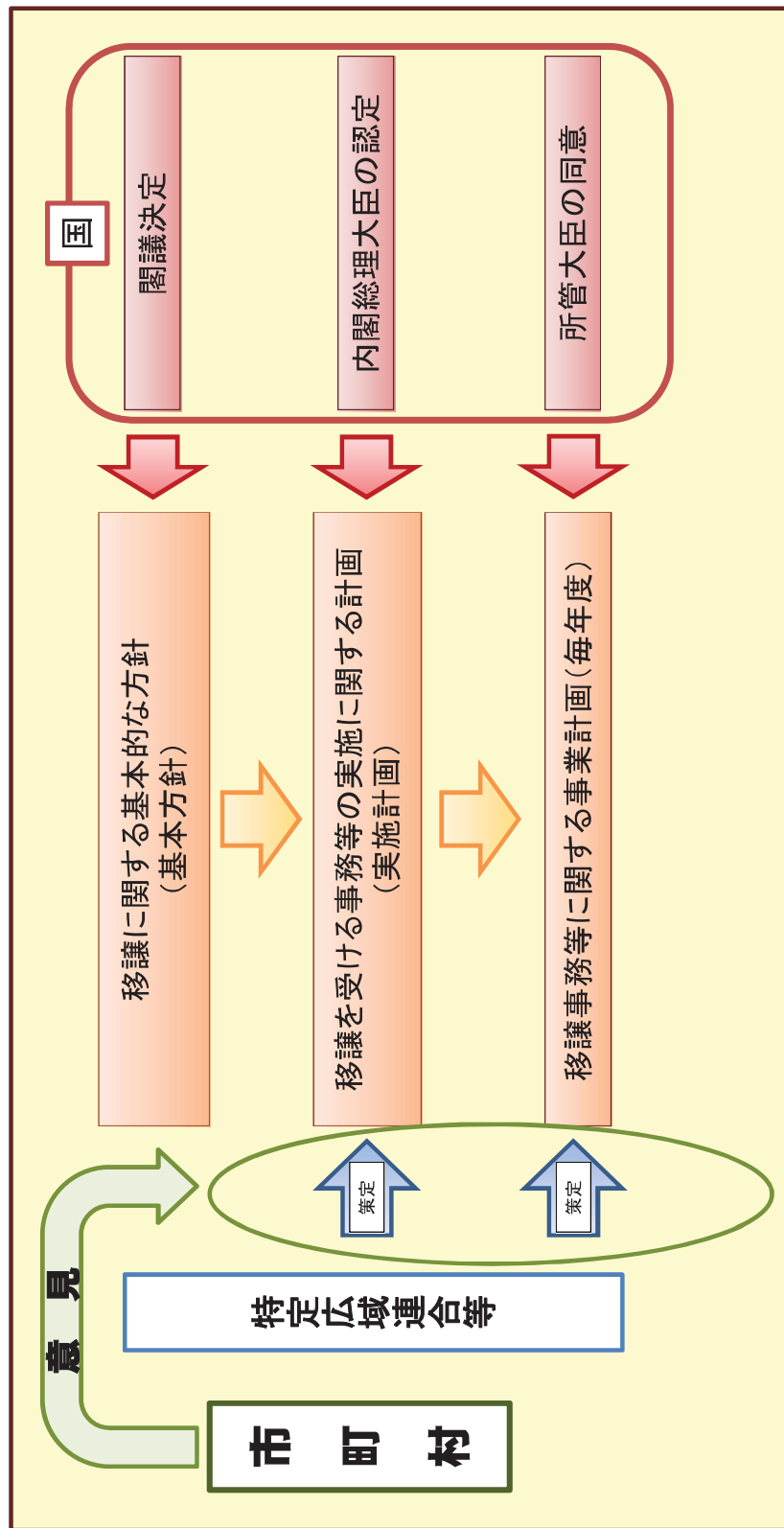
大規模災害時等の緊急時のオペレーション（イメージ）



参考②

市町村の意見反映（イメージ）

- 丸ごと移譲の手続きを進める過程で、市町村の声を適切に反映する機会を設けることを法定化。



国出先機関の移管に係る全体像の取りまとめに向けて ～残された課題の解決のために～

1 全ての事務・権限を移譲すべき！

- ・国の出先機関を残さないために、移譲の対象外とされている事務・権限は、原則として全て『法定受託事務』として移譲。
- ・広域連合に移譲する事務・権限は、他の地域においては国が処理することから、暫定的に『法定受託事務』とすることを容認。
- ・国の処理基準に沿った事務処理を通じ、全国統一性を確保。是正の指示や代執行等の関与も可能。

2 機関委任事務の復活は認めない！

- ・地方自治法において、『大臣の並行権限』や法定受託事務に対する国の関与が認められており、既存の枠内で必要な関与等を設けることは可能。
- ・個別法においても、所管大臣の『包括的な指示』を認めている事例があり、必要であれば適用範囲の拡大等も考え得る。(ex. 道路法、河川法など ⇒ 直轄国道・直轄河川も同様の『指示』を認め、法定受託事務として移譲可)
- ・「新たな事務類型」として、広域連合に対する『包括的な指揮監督』を可能にし、連合議会の議決権も排除するような制度の創設は、「機関委任事務」の復活につながり、地域主権改革に逆行。

3 緊急時の対応にも支障はない！

- ・出先機関の機能や人員、資機材をそのまま広域連合のガバナンス下に置くことが基本。東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法もそのまま引き継ぐ。
- ・非常災害対策本部長（防災担当大臣）や緊急災害対策本部長（総理大臣）からの広域連合への『指示』に加え、必要に応じ所管大臣からの『指示』も容認。広域連合に『非常災害対策本部長などへの応援要請権』を付与。
- ・現行においても、緊急時には、所管大臣に対し『権限代行・直接執行』を認めており、緊急時に広域連合が対応困難なケースにおいても、現行と同じ措置が可能。(ex. 土砂災害防止法、砂防法、道路法、海岸法など)

特例制度（基本構成案）に対する意見

1 『執行機関の在り方』について

- ・執行機関を「独任制」とするか、「理事会制」を採用するのかの選択は広域連合に委ねるべき。
- ・「執行役」という名称は、その役割に誤解を与える。
執行責任は連合長にあり、その補助機関は広域連合が自主的に設けるべき。
この執行役は単なる事務責任者にすぎない。

2 『区域の在り方』について

- ・広域連合に参加していない府県の区域に係る事務についても、①広域連合に直接移管または委任、②出先機関の管轄区域の変更により対応しうる場合がある。

3 『効果的・効率的な広域行政の推進』について

- ・構成団体から持ち寄る具体的な事務の内容は、地方の自主性に任せるべき。
- ・既に府県事務として定着している事務等を広域連合に持ち寄ることは、分権の流れに反する。
- ・国と地方の事務等に一体性があり、広域連合に持ち寄ることが効率的、合理的と自主的に判断する場合に持ち寄ることとするなど、地方の判断に委ねるべき。

4 『移譲事務等に関する事業計画』について

- ・関係地方公共団体からの意見聴取は、予算案の作成や議会での審議等に先立ち行うものと理解。

5 『給与を含む処遇上の扱い』について

- ・退職手当も含めた人件費が、必要な財源として措置されること。
- ・国家公務員共済組合の長期の積立金等についても、職員の異動に伴い地方公務員共済組合に移管されること。

6 『財源』について

- ・移管前に要していた額（移管に伴い新たに発生する経費を含む）をそのまま措置することが基本。
- ・スリム化・効率化を口実に、国が一方的に減額することがあってはならない。